

シンカ企業創出推進事業補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知事が、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県商工労働補助金等交付要項(以下「要項」という。)に基づき、県内中小企業に対し、シンカ企業創出推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するために、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、企業成長を目的として行うD・X・G・Xの推進のための次のいずれかの事業とする。

- (1) 生産現場等のデジタル化の推進や付加価値創出に必要な機器等の整備を行う事業。
- (2) 生産現場等のデジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備等の導入を行う事業。
- (3) 生産現場等における製品製造時の省エネルギーの推進に資する設備等の導入を行う事業。

(補助対象事業者)

第3条 補助事業者とは、県内に事業所・工場を有する事業者であって、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 製造業等の事業者であること。

具体的には、日本標準産業分類における大分類「製造業」、又は大分類「情報通信業」のうち中分類「情報サービス業」若しくは中分類「インターネット附随サービス業」を営む事業者であること。

- (2) 補助事業終了時点で、以下のア〜クいずれかの事業を活用している、若しくはケースを満たすこと。

ア ものづくりD・X経営戦略推進事業((公財)くまもと産業支援財団(以下「財団」という。)への委託事業)

※対象年度 令和5年度(2023年度)、令和6年度(2024年度)

イ I・o・T導入支援チーム派遣事業(財団への委託事業)

※対象年度 令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)、
令和6年度(2024年度)

ウ 経営戦略推進事業(財団への委託事業)

※対象年度 令和7年度(2025年度)

エ 実装支援チーム派遣事業(財団への委託事業)

※対象年度 令和7年度(2025年度)

オ デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業(熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)事業)

※対象年度 令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)、
令和6年度(2024年度)

カ D・X導入モデル企業支援事業(センター事業)

※対象年度 令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)、
令和6年度(2024年度)

キ サステナブル技術研修(センター事業)

※対象年度 令和7年度(2025年度)

ク サステナブル技術実装支援(センター事業)

※対象年度 令和7年度(2025年度)

ケ 熊本県環境立県推進課への事業活動温暖化対策計画書提出

コ 経済産業省資源エネルギー庁が推進する省エネ診断の受診

サ エコアクション21登録・認証

シ RE100参加

ス 再エネ100宣言 RE Action参加

(3) 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者であること。

具体的要件は、下表のとおり。

業種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルトを除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

○業種は、日本標準産業分類を基に、営む事業の内容と実態から判断する。

○業種区分の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他の業種」として判定する。

○本事業では、以下の者は「常時使用する従業員数」に含めないものとする。

(a) 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれる。）

(b) 個人事業主本人及び同居の親族従業員

(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
→法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d)以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1)日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節
的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超え
て引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれる。）

(d-2)所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間
に比べて短い者

→ 本事業における「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の
従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提
とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案し
て判断することになる。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な
働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員
より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間および1か月の所定労働
日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とする。

→ 「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は「1週間の
労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合は、「(d-2) パート
タイム労働者」に該当する。

○中小企業者のうち、発行済み株式の総額が2分の1以上を同一の大企業が所有する等の
「みなし大企業」に該当する事業者は、補助対象者から除かれる。「みなし大企業」の定義
については、以下のとおり。

【参考】みなし大企業について

次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とする。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している
中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企
業者

※ここでのいう大企業は、中小企業基本法に定義する中小企業者以外のもの。

ただし、以下の者は大企業として取り扱わない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象は、補助事業に必要な経費であって、下表の「補助対象経費」に掲げる経費とする。

補 助 対 象 経 費
機器等の導入に係る以下の経費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ 機器等整備費（デジタル技術を活用した機器及び生産工程の脱炭素化及び省エネルギー推進等に資する設備の購入、改良及び備え付け等に必要な費用 など） ・ 既存の機器等の撤去及び廃棄に要する経費 （補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限る。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とする。） ・ 事業経費（IT企業及び脱炭素関連コンサルタント企業等への技術コンサルタント料、ライセンス料・サービス使用料 など） ・ 委託費（IT企業及び脱炭素関連コンサルタント企業等へのコンサルティング委託費用、技術開発委託費用 など） ※汎用性があり、目的外使用になり得る機器等（パソコン、プリンタなど）に係る経費は原則対象外。 ※生産工程の脱炭素化及び省エネルギー推進等に資すると認められない業務・産業用エアコン等に係る経費は原則対象外。

（補助率）

第5条 補助率及び補助限度額は、下表の「補助率」「補助限度額」のとおりとする。

補助率	補助限度額
1／2	上限 5, 0 0 0 千円 下限 5 0 0 千円

（補助金額の算定）

第6条 本要項第4条に規定する補助金額の算定にあたり、千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記様式1によるものとする。

2 前項の申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は別に定める。

3 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

（1）補助金の交付対象となる事業について、国、都道府県又は市町村等の補助金を受けている（申請中も含む）場合

（2）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（消費税及び地方消費税）

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、本要項第7条の交付申請をするにあたっては、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第262号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 交付要項第5条第1項に規定する事業変更事由は、次の場合とする。

（1） 補助対象経費の20%を超える変更を行う場合

（2） （1）に該当しない場合のうち、補助事業の内容に著しい変化が生じた場合

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、別記様式2によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者が補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書（別記様式3）を提出するものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第11条 補助事業者が補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅延等報告書（別記様式4）を提出するものとする。

（状況報告）

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、別記様式5により行うものとする。

（補助事業の経理等）

第13条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（実績報告）

第14条 要項第9条第2項第2号に規定する書類は、事業実績書（別記様式6）及び積算明細書（別記様式7）とする。

2 前項の実績報告書の提出は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月13日のいずれか早い期日までとする。

（実績報告に係る消費税及び地方消費税）

第15条 補助事業者は、実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の管理・処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」とい

う。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(別記様式8)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第21条第2項の規定により処分を制限する財産は、次のとおりとする。

財 産 名	財産の処分を制限する期間
取得財産等	取得財産等の減価償却資産としての耐用年数が経過した日までの期間

3 補助事業者は、規則第21条第2項に規定する財産の処分の承認を受けようとするときは、補助事業財産処分承認申請書(別記様式9)を提出するものとする。

4 知事は、前項に規定する申請の内容について適当と認めたときは、これを承認し、補助事業者に対し承認通知書(別記様式10)を送付して通知するものとする。

5 知事は、前項の承認に係る取得財産等の処分をしたことにより補助事業者に収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(証拠書類の保管)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、取得財産等の減価償却資産としての耐用年数が経過した日までの期間とする。

(成果の発表)

第19条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)6月30日から施行する。

補助事業計画書

(1) 申請者及び事業内容

申請事業者	名 称 代表者 住 所 電 話 資本金額 円 従業員数 人
補助事業者として 満たす条件 ※活用した（する） 事業等	（交付要領 第３条（２）のいずれかを満たす必要があります。 研修、セミナーの場合は、受講日及びテーマも記載ください。） 現時点で条件を満たしている・補助事業終了までに条件を満たす予定
補助事業のテーマ	
交付要領 第３条 （２）の事業等にお ける取組みと、補助 事業のテーマの関連 性	（（２）の事業等の取組み状況等、及び今回の補助事業がその延長線上の取組 みであることが分かるように具体的に記入）
補助事業の実施目的 ・背景	（事業実施にあたっての現状の課題なども含めて具体的に記入）
補助事業の内容	（事業の実施体制、事業全体のスケジュールなども含めて具体的に記入）

補助事業実施による 効果・今後の展望	(今後の導入に向けた展開なども含めて具体的に記入)
補助事業の実施日程	(開始 (予定)) 交付決定日以降 (完了 (予定)) 年 月 日
補助事業の実施場所	
補助事業の 経理担当者	

(2) 導入効果目標値 ※少なくともア、イのいずれかを記入

ア 生産性向上又は付加価値創出等による効果 (額、工数 等)

導入前	⇒	導入後

イ 脱炭素化又は省エネルギー推進等による効果 (エネルギー使用量、灯油使用料 等)

導入前	⇒	導入後

※具体的に記載してください。

（３）経費内訳

経費 区分	内 容	積 算 明 細	補助事業に要す る経費(税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	補助金 申請額 (円)
謝 金					
小計					
旅 費					
小計					
機 器 等 整 備 費					
小計					
廃 既 棄 存 に の 要 機 す 器 る 等 経 の 費 撤 (去 注) 及 び					
小計					
事 業 経 費					
小計					
委 託 費					
小計					

その他の経費					
小計					
合計					

【記載上の注意】

- ・「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記載してください。
- ・「補助金申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、補助限度額以内であり、かつ「補助対象経費」に1／2を乗じた額になります。千円未満の端数は、切り捨ててください。

注：補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限り補助対象経費と認める。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とするため、売却額及び撤去費用が分かるように記載すること。

事業変更計画書

1 変更理由

2 変更の内容

（1）事業の内容

変 更 前	変 更 後

(2) 経費内訳 (事業変更計画書)

[illegible]

その他の経費									
小計									
合計									

【記載上の注意】

- ・「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記載してください。
- ・「補助金申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、補助限度額以内であり、かつ「補助対象経費」に1／2を乗じた額になります。千円未満の端数は、切り捨ててください。

注：補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限り補助対象経費と認める。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とするため、売却額及び撤去費用が分かるように記載すること。

年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住所
氏名

シンカ企業創出推進事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業を下記のとおり
中止（廃止）したいので、シンカ企業創出推進事業補助金交付要領第 10 条の規定に基づき、
承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住所
氏名

シンカ企業創出推進事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業の遅延等について、シンカ企業創出推進事業補助金交付要領第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

熊本県知事

様

補助事業者 住所
氏名

シンカ企業創出推進事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第 11 条及びシンカ企業創出推進事業補助金交付要領第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況 「補助事業遂行状況明細書」
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

補助事業遂行状況明細書

1 補助事業名

2 補助事業の遂行状況

（1）現在まで行った事業内容

（2）これから行う事業内容

3 補助事業の効果

4 補助対象経費の使用状況

経費 区分	内 容	積 算 明 細	補助事業に要す る経費(税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	補助金 充当額 (円)
謝 金					
小計					
旅 費					
小計					
機 器 等 整 備 費					
小計					
廃 既 棄 存 に の 要 機 す 器 る 等 経 の 費 撤 (注) 去 及 び					
小計					
事 業 経 費					
小計					
委 託 費					
小計					

その他の経費					
小計					
合計					

【記載上の注意】

- ・「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記載してください。
- ・「補助金申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、補助限度額以内であり、かつ「補助対象経費」に1／2を乗じた額になります。千円未満の端数は、切り捨ててください。

注：補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限り補助対象経費と認める。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とするため、売却額及び撤去費用が分かるように記載すること。

シンカ企業創出推進事業補助金事業実績書

名 称			
代 表 者			
住 所		T E L	

1 事業内容等

(1)実施計画名

(2)事業実施担当者の氏名及び役職

(3)事業内容

- ・ 具体的内容
- ・ 実施場所
- ・ 実施期間
- ・ コンサルティング会社の名称、委嘱した専門家等の氏名及び職業
- ・ 具体的な指導内容

(4)委託した場合

- ・ 委託先
- ・ 委託契約日、委託期間
- ・ 具体的内容

注 1) 該当する事業についてのみ記載してください。

2) 事業内容について報告書等がある場合は、添付してください。

積算明細書

経費 区分	内 容	積 算 明 細	補助事業に要す る経費(税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	補助金 申請額 (円)
謝 金					
小計					
旅 費					
小計					
機 器 等 整 備 費					
小計					
廃 既 棄 存 に の 要 機 す 器 る 等 経 の 費 撤 (去 注) 及 び					
小計					
事 業 経 費					
小計					
委 託 費					
小計					

その他の経費					
小計					
合計					

【記載上の注意】

- ・「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記載してください。
- ・「補助金申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、補助限度額以内であり、かつ「補助対象経費」に1／2を乗じた額になります。千円未満の端数は、切り捨ててください。

注：補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限り補助対象経費と認める。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とするため、売却額及び撤去費用が分かるように記載すること。

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区 分	財 産 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	取得 年月日	保管 場所	備考

- （注）1 対象となる取得財産等は、補助対象事業により取得した財産です。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記載してください。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載してください。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住所
氏名

シンカ企業創出推進事業補助金に係る補助事業財産処分承認申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業について、当該補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、熊本県補助金等交付規則第21条及びシンカ企業創出推進事業補助金交付要項第17条第3項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事

シンカ企業創出推進事業補助金により取得した財産の処分の承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありましたシンカ企業創出推進事業補助金に係る財産の処分の承認申請については、熊本県補助金等交付規則第 21 条第 1 項の規定により下記の条件を付して承認します。

なお、当該財産の処分後、関係書類の写しを添付し、その処分結果を報告してください。

記

承認の条件

- 1 当該財産の処分が、補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 2 当該財産に設定された担保にかかる期限の利益が喪失した場合は、直ちに当該財産の残存簿価又は時価評価のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。